理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令

（理容師養成施設指定規則の改正）

第一条　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 関係法規・制度 一～四　（略） 五　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験に合格した者又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）による司法修習生となる資格を得た者 （略） （略）	**別表第三** 関係法規・制度 一～四　（略） 五　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験又は司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験に合格した者 （略） （略）

（美容師養成施設指定規則の改正）

第二条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 関係法規・制度 一～四　（略） 五　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験に合格した者又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）による司法修習生となる資格を得た者 （略） （略）	**別表第三** 関係法規・制度 一～四　（略） 五　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験又は司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験に合格した者 （略） （略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。